

申入れ書

小牧基地指令・木村政和様
隊員の皆様へ

高市首相が昨年11月の衆議院の予算委員会で「台湾有事」に関連した質疑で、「戦艦を使って、武力の行使を伴うものであれば、存立危機事態になりうるケースだ」と発言をしてから半年が過ぎました。中国政府にとって「核心的利益の核心」と位置づけられている台湾問題について、これまでの政府見解から踏み出した発言に中国政府は「内政干渉」だと激しく反発し、観光客や留学生の渡航自粛や防衛関連を中心に日本の 20 の企業・団体へのレアアースの輸出を禁止する装置をとるなど対抗措置取っています。

高市首相は、答弁の撤回をしないばかりか、1月には台湾にいる邦人らの退避作戦をするケースに触れ「米軍が攻撃を受けたときに日本が何もせずに逃げ帰るところで日米同盟がつぶれる」とも発言して日中の関係悪化が続いています。

日本政府はこの間、「戦後最も厳しく複雑な安全保障環境」を理由に、「防衛力の抜本的な強化」として、スタンド・オフ防衛能力として長距離ミサイルの配備など「反撃能力」の強化や、「継戦能力の強化」として、大型弾薬庫の建設、軍需産業の育成や生産力の強化、司令部の地下化などの強靱化などを行っています。長射程ミサイルの配備は、今年3月の熊本の健軍駐屯地と静岡の富士駐屯地に配備され、順次日本全国への配備が計画され、アメリカから購入した巡航ミサイルトマホークの配備も進めようとしています。宮古島や石垣島などいわゆる第一列島線にある島々にもゆくゆくは長射程ミサイルが配備される可能性があります。日本全国130か所もの大型弾薬庫を建設し、司令部の地下化も那覇基地、横田基地、府中基地をはじめ全国の主要な基地で進んでいます。2023年には、軍需産業を「防衛力そのもの」と位置づけ、軍事関連企業に財政・金融支援を行う、防衛生産基盤強化法(軍需産業支援法)を成立させました。

「台湾有事」や対中国戦争を想定して、日米をはじめとする軍事訓練も頻繁に行われています。4月20日から行われた、アメリカ・フィリピンを中心とした多国間演習「バリカタン26」に自衛隊も参加し、はじめて88式地对艦誘導弾実弾の実射を行いました。今月17日からは、与那国島・石垣島・宮古島の島々で、陸上総隊演習が行われ、宮古島では米海兵隊と陸上自衛隊が「調整所」を開設し、日米による「指揮所」訓練が行われています。

中国脅威を理由に、軍事化に邁進する日本ですが、アメリカは先の訪中にみられるよう中国とは「対話」を続け、台湾問題をめぐっても「戦略的あいまいさ」を維持しています。また、アメリカは、高市発言について、アメリカの国家情報長官室が発表した年次報告で、「日本の体制において『重みがある』とし、現職首相にとって『重大な転換』だ」と指摘しており、日本との温度差が明らかになっています。

自民党大会で、「時はきた」と憲法改正に前のめりの発言をした高市首相の憲法観は、憲法前文の「平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼してわれわれの安全と生存を保持しようと決意」とあるのを「非常におめでたい一文を、もし改憲の機会があれば真っ先に変える」といい、国民には国防の義務を負わせ、有事の際には私権を制限するという内容です。

イスラエルとアメリカのイラン攻撃に際し、アメリカからホルムズ海峡への自衛隊派遣を打診

された際、憲法の制約があるということでこれを断りました。高市首相の目指す改憲は日本のこれまでの平和主義を蔑ろにするもので、トランプ大統領が実践している「力による平和」に日本も踏み込むことになる、ということです。憲法の平和主義を揶揄して「お花畑」と言われますが、9条がなくなればその先はお花畑ではなく焼野原です。

申し入れで何度も指摘していますが、自衛隊員の命を守ってきたのは憲法 9 条です。憲法 12 条は、「この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。」と規定しています。憲法第99条は「天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。」としており、自衛隊員の皆さんも憲法尊重擁護義務があります。

いたずらに緊張関係を煽り、軍拡を進め、改憲まで進めようとしている高市政権にたいして、憲法の規定の通り、自衛隊員のみなさんも意見表明をしていただくよう申し入れます。

2026年 5 月 23 日

不戦へのネットワーク

名古屋市中村区那古野 1 の 44 の 17 嶋田ビル 203

TEL050-3593-5130